

第1章

第2期地域福祉計画・第5期地域福祉実践計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

■計画策定の背景

津別町の総人口は、1960（昭和35）年の15,676人をピークとして、現在に至るまで減少しており、近年その減少に拍車がかかっています。高齢化率が45.29%（令和2年3月末）で、高齢者のひとり世帯や夫婦世帯が抱える課題や、何かしらの理由でひきこもり状態にある方等、制度の狭間で支援を必要としている方に気づかなくなっている現状があります。

少子高齢化・人口減少社会により、人々の福祉ニーズの多様化のためによる公的サービスだけでは対応できない状況や、生活不安やコミュニティ機能の喪失等から精神的不安・ひきこもり・虐待・DV・自殺等の様々な問題を抱えています。この危機を乗り越えるためには、一つひとつの地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが必要で、福祉の領域を超え、地域全体が直面する課題を考えていくことが求められています。

平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、市町村地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策等や目標を設定し、計画的に整備していくとされました。

国においては、「地域共生社会」を実現するため、平成29年2月に厚生労働省から示された『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」に基づき、社会福祉法の一部改正を含む「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成29年6月に公布され、平成30年4月に社会福祉法の改正が行われました。



- ・ 地域共生社会・・・制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』につながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）
- ・ 地域包括ケアシステム・・・団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと

今回の社会福祉法の改正においては、近年多様化する地域課題に対応し、地域共生社会の実現に向け、「支え手」と「受け手」の垣根を超えて、地域住民が支え合うことができる「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備を進めるための規定が見直され、地域福祉計画に、各分野に共通して取り組むべき事項及び町の包括的な支援体制整備の支援を定める計画として位置付けられ、任意から努力義務に変更されました。

社会福祉法（抜粋）

第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

■「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、本町における「地域の支え合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め、「ともに生きる地域社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

社会福祉法（抜粋）

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

■「地域福祉実践計画」とは

「地域福祉実践計画」は、地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者等の民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が、中心となって策定するものです。

社会福祉法（抜粋）

第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

■両計画の一体的な策定

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていける地域社会をつくっていくためには、町民のみなさん一人ひとりが共に手を取り合い福祉活動の担い手として、地域の様々な活動に自主的に参画する地域福祉体制を作り上げていく必要があります。

このため、津別町と津別町社会福祉協議会では、それぞれが策定する「地域福祉計画」と「地域福祉実践計画」の連携により地域福祉を推進するというこれまでのスタイルを一步進めて、町と社会福祉協議会が協働で津別町の一つの地域福祉に関する計画を一体的に策定することとし、平成27年度より策定しています。

2 地域福祉とは

地域福祉とは、私たちが日頃生活している地域には、子どもから高齢者、障がいのある人や日常生活に困難性のある人など、様々な人たちが暮らしています。その全ての人たちが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、町や社会福祉協議会、事業者、ボランティア団体のほか地域の住民自身も支え合い、助け合いながら問題解決

に向けて一緒に地域社会を築いていく取り組みのことです。

地域社会では、少子高齢化の進展による世帯の小規模化とそれに伴う家族機能の弱体化、近隣同士の付き合いの希薄化、加えて、厳しさを増す社会経済情勢による貧困の拡大等が、私たちの暮らしに大きな影響を与えています。そのため、これからも様々な生活課題や福祉問題が多様化、複雑化、潜在化していくものと予想されます。

このような生活課題や福祉問題に対し、地域住民や地域活動を行う人たち、福祉サービス事業者等が、行政機関や社会福祉協議会の職員と協働し、それぞれの役割や特性を活かしつつ、地域社会でともに暮らす人たちが互いに支え合い、助け合いながら、より良い方策を見出していこうというのが、地域福祉の基本的な考え方です。

社会福祉法（抜粋）

第4条（地域福祉）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行なう者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

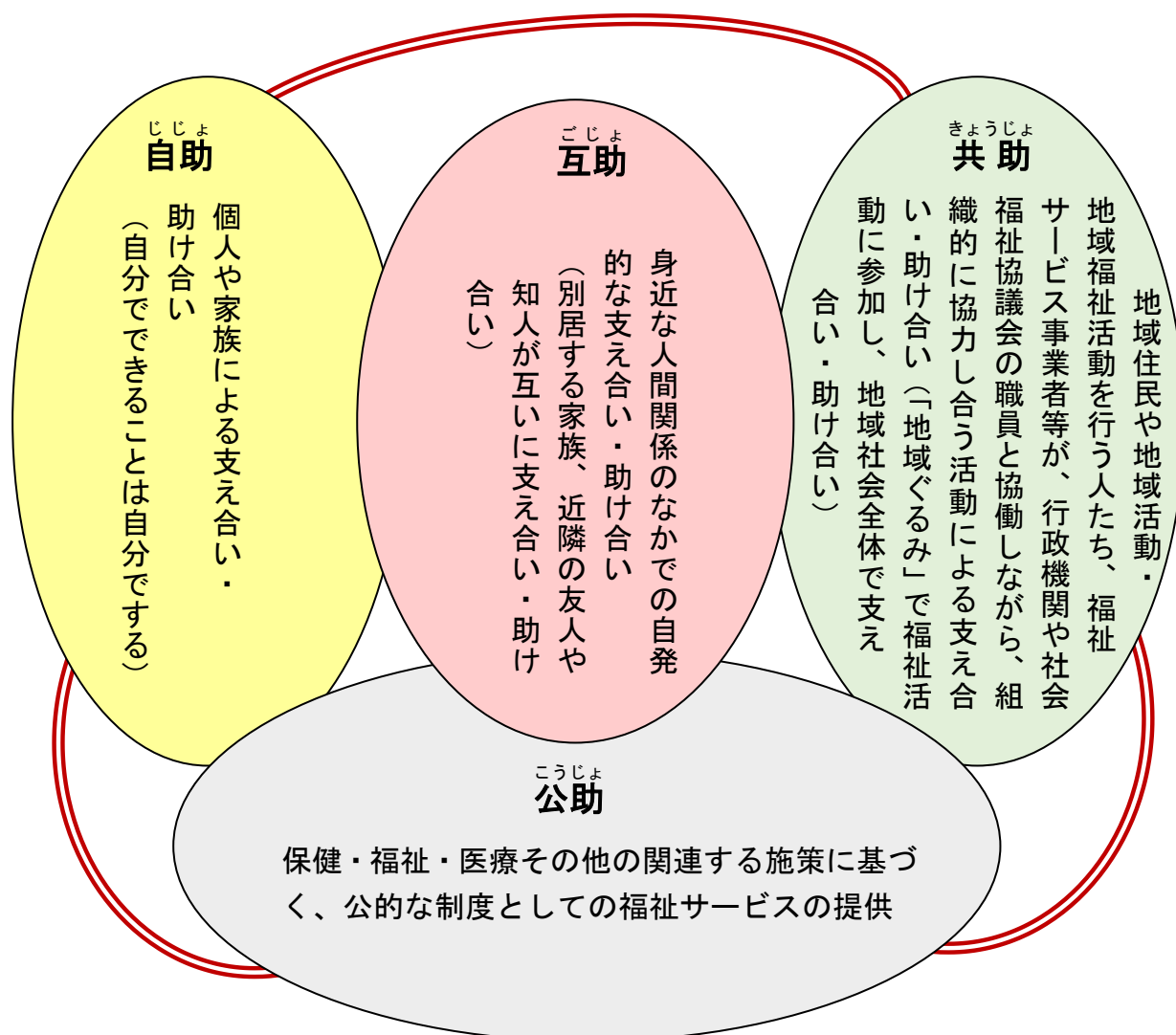
2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

■「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

これからの地域社会では、地域住民一人ひとりが地域社会を構成する大切な一員であることを認識し、様々な立場の人たちが協力しながら、地域福祉を進めていくことが求められています。

地域に住む全ての人たちにとって住みやすい場所となるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される「公助」だけでなく、家族を含めた自らの活動による「自助」や、近隣所や住民同士等がお互いに支え合い、助け合うことによる「互助」が大切になります。同時に、地域住民や地域活動を行う人たちや福祉サービス事業者等による地域で組織化された活動である「共助」は、家族機能の弱さや近隣住民同士の希薄化等により自助や互助の「力」が低下するなか、その重要性が問われています。

地域福祉の向上に向けた4つの助けの輪



3 計画期間と位置づけ

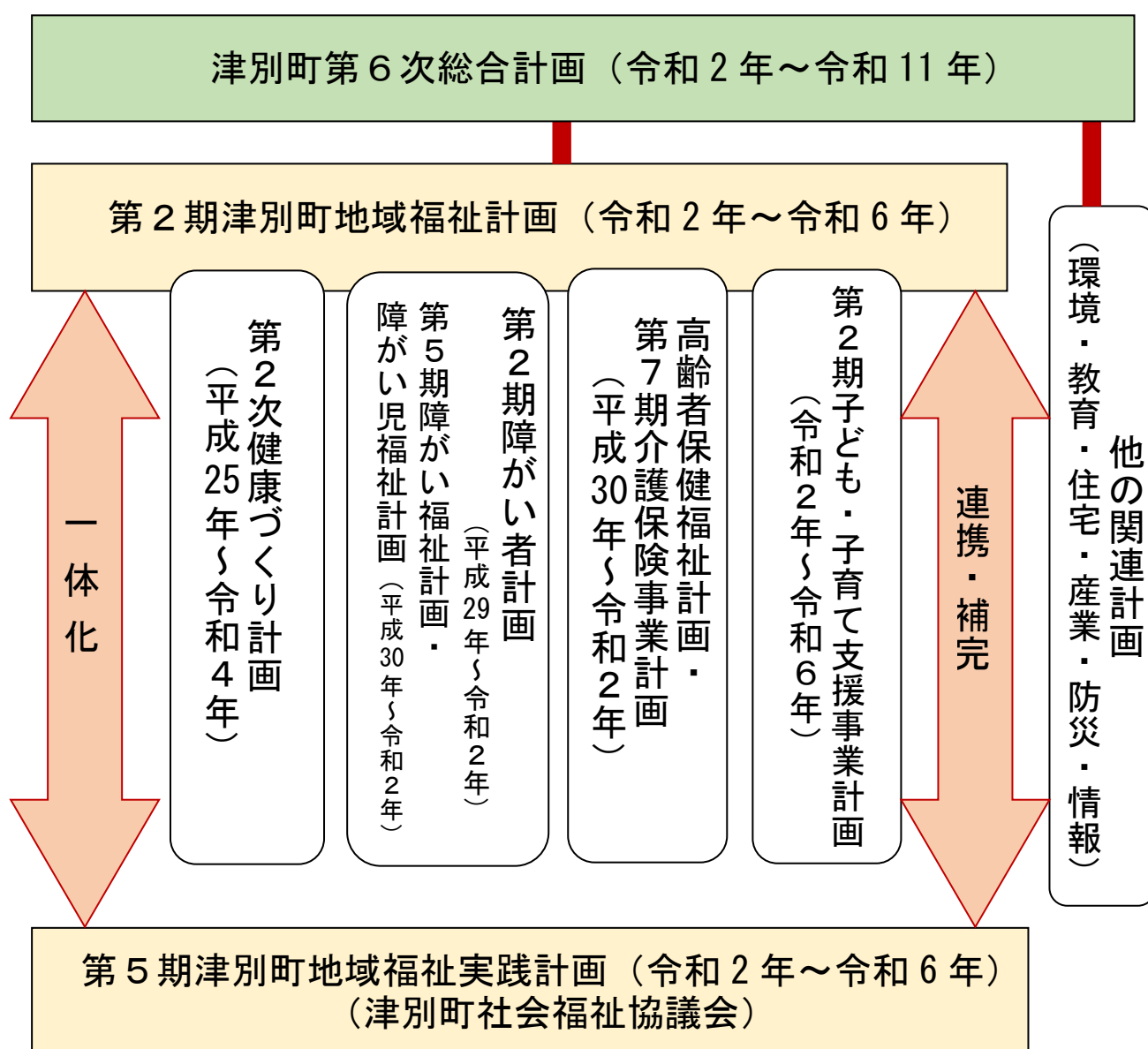
■計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとしています。

■計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「津別町地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」を一体的に策定するものです。



4 計画の策定方法

(1) 意見の把握

本計画の策定に当たり、次のような方法で、町民、自治会などの意見の聴く場を設け、その意向の反映を図りました。

①アンケート調査

町民の地域福祉に対する意向や地域福祉活動への参加状況などを幅広く聴くとともに、地域福祉についての評価の把握など町民アンケート調査を実施しました。

《町民アンケート調査》

項 目	内 容
調 査 地 域	津別町全域
調 査 対 象	津別町在住の 18 歳以上の男女
調 査 数	700 人
抽 出 方 法	住民基本台帳から無作為抽出
調 査 方 法	郵送による配布・回収
調 査 期 間	令和元年 5 月 24 日から 6 月 14 日まで
回 収 数 ・ 率	224 人（回収率 32.0%）

②自治会座談会の開催

住み慣れた津別で暮らし続けていくために、職員と語る座談会を地区ごとに行い、生活課題解決に向け、町・社会福祉協議会・住民のそれぞれの役割分担について語り合いました。

参加者を 4～5 人にグループ分けし、職員 2 人を含めグループ討論を行い、討論後、話がされた内容を参加者全体で共有するため、各グループからの発表を行いました。

- i 生活ニーズとして、この町で暮らし続けていくために必要な集まりやサービスを出し合うため、不安に感じていることやこんな良いところがあると感じていることを出し合いました。
- ii i で出てきたことの中から不安な点から 1 つ、良いところから 1 つ出し合い、選んだ生活課題の理由とともに、解決のための方策と誰がするのかを検討しました。

《開催状況》

実施日	会場	対象地域	参加者
令和元年 10 月 29 日 18:00～20:00	活汲地域農業研修センター	活汲中央・活汲第1・第3・岩富・東岡	住民：12人 職員：9人 計：21人
令和元年 10 月 30 日 10:00～12:00	津別町中央公民館	豊永第4	住民：10人 職員：10人 計：20人
令和元年 10 月 30 日 13:00～16:00	豊永寿の家	豊永第2・第3	住民：18人 職員：9人 計：27人
令和元年 10 月 31 日 10:00～12:00	西町寿の家	緑町第1・第2・第3	住民：13人 職員：9人 計：22人
令和元年 11 月 1 日 18:00～20:00	旭昇園	旭町第1・第2・第3	住民：14人 職員：11人 計：25人
令和元年 11 月 18 日 18:00～20:00	共和生きがいセンター	共和第2・第3・第4	住民：12人 職員：10人 計：22人
計		17/49 自治会	住民参加者：79人 職員参加者：58人 延参加者：137人



活汲地域自治会座談会



豊永第4自治会座談会

豊永第2・第3自治会座談会

